

あたま あご かお
とうがい がく がんめん

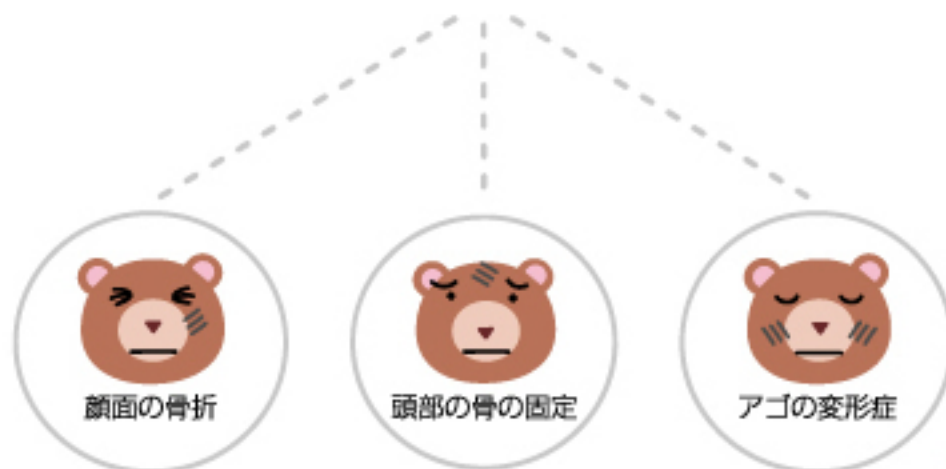
頭蓋・顎・顔面治療を 受けられる患者さんへ

吸収性プレート について



はじめに

顔面やアゴ、頭部の骨の固定にかかわる治療では、プレートやスクリュー（ねじ）を使って骨を接合（固定）します。

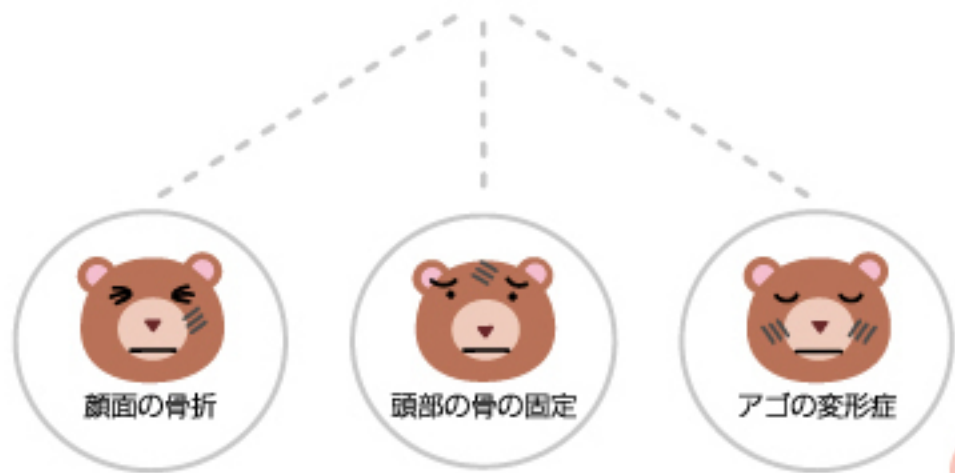


これまで、骨の接合（固定）には、チタンなど金属素材のプレートが使われてきました。そして、それにかわりうる数々の長所をそなえたものとして、生体内に広く分布している物質などから作られた体内に吸収される素材、生体吸収性ポリマーのプレートが開発されました。



はじめに

顔面やアゴ、頭部の骨の固定にかかわる治療では、プレートやスクリュー（ねじ）を使って骨を接合（固定）します。



これまで、骨の接合（固定）には、チタンなど金属素材のプレートが使われてきました。そして、それにかわりうる数々の長所をそなえたものとして、生体内に広く分布している物質などから作られた体内に吸収される素材、生体吸収性ポリマーのプレートが開発されました。



比べてみよう

金属素材と吸収性プレート

骨の固定をするときには、患者さんの病状や治療の箇所によって、金属素材（チタン）と吸収性素材のどちらを使用するかを選びます。また、チタンと吸収性プレートをあわせて使うこともあります。

	チタン	吸収性プレート
強度	非常に強い	チタンより劣るが、骨接合材料としての強度は充分あります
生体親和性	非常に優れています	非常に優れています (医薬品と同等の安全試験で確認)
X線透過性	X線不透過 レントゲンに写ります	X線透過 レントゲンに写りません
プレートの厚み	ミニプレート (1mm) マイクロミニプレート (0.6mm)	2種類 (0.9mmタイプ、1.4mmタイプ)
分解吸収期間	分解吸収されません 必要な場合、再手術で摘出	約1年で分解吸収されます 基本的に摘出手術の必要はありません
費用	高額療養費制度参照	高額療養費制度参照





科学のはなし

生体吸収性ポリマーってなに？

1 吸収性プレートは身体の中で分解（加水分解）され、体内に吸収される素材で作られています。

2 吸収性プレートは乳酸とグリコール酸という、古くから生体吸収性材料として用いられている物質を組み合わせで作られています。ポリマーというのは高分子（同じ分子が鎖状に繰り返し並んでいる大きな分子）のことです。



施術直後



3カ月後



6カ月後



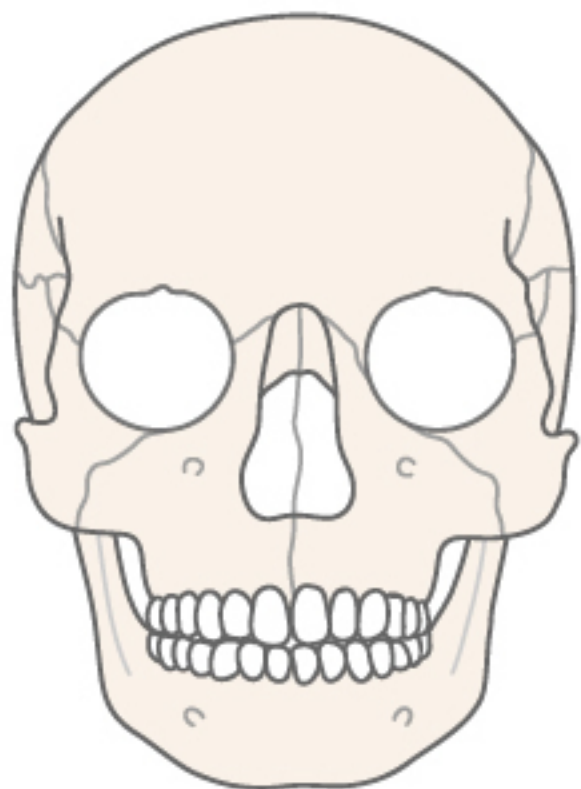
12カ月後

3 骨がくっつくのに必要な期間には、十分な固さ・強さがあり、その後やわらかくなって、約1年で身体の中で溶けていきます。

折れた骨はどうやってくっつくの？

主にカルシウムで出来ている骨は、骨組織が集まってできています。一見、硬いだけのものに見えますが、その中には血液が通り、つねに細胞が生まれては死んで入れかわっています。折れた骨も、細胞たちが働きあうことで、骨を作り、つながっていきます。骨がくっつくのには、年齢や症状によって差はありますが、ふつう2～3カ月かかるといわれています。





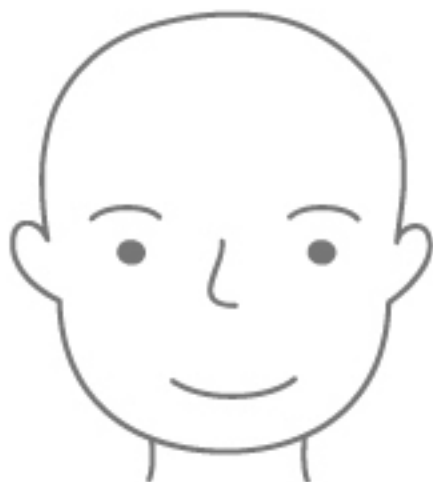
正面



右



左





医療費についてのお知らせ

高額療養費制度について

重い病気などで病院等に長期入院したり、治療が長引く場合には、1カ月の医療費の自己負担額が高額となります。そのため家計の負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分を保険により払い戻してくれる制度のことを高額療養費制度といいます。

●70歳未満の人の1カ月あたりの医療費の自己負担限度額の場合

区分	通常の自己負担限度額	一定額の自己負担額を超えた場合の自己負担限度額
上位所得者 標準報酬 月額53万円以上	150,000円	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% 医療費が50万円を超えた場合は、その超えたぶん（かかった医療費から50万円を差し引いたもの）の1%を15万円に加算
一般	80,100円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えたぶん（かかった医療費から267,000円を差し引いたもの）の1%を80,100円に加算
市民税非課税世帯		35,400円

高額療養費の現物給付化

入院治療の場合、一医療機関ごとの窓口での支払を自己限度額までにとどめることができるようになりました。この制度を利用するには、事前に、加入している健康保険の窓口で健康保険限度額適用認定申請書を提出し、「健康保険限度額適用認定証」の交付を受けて、これを医療機関の窓口提出してください。

患者負担額の計算方法

- ・ 暦月ごとの計算（月の1日から月末まで）
- ・ 同じ医療機関ごとの計算で各診療科ごとに別計算
- ・ 同じ医療機関でも内科と歯科は別計算
- ・ 同じ医療機関でも入院、通院は別計算
- ・ 差額ベット代、高度先進医療費、入院時食事療養費は対象外
- ・ 70歳未満の人による世帯と70～74歳の人がある世帯では算出方法が異なります。



* 規定変更などにより内容が変更となる場合があります。